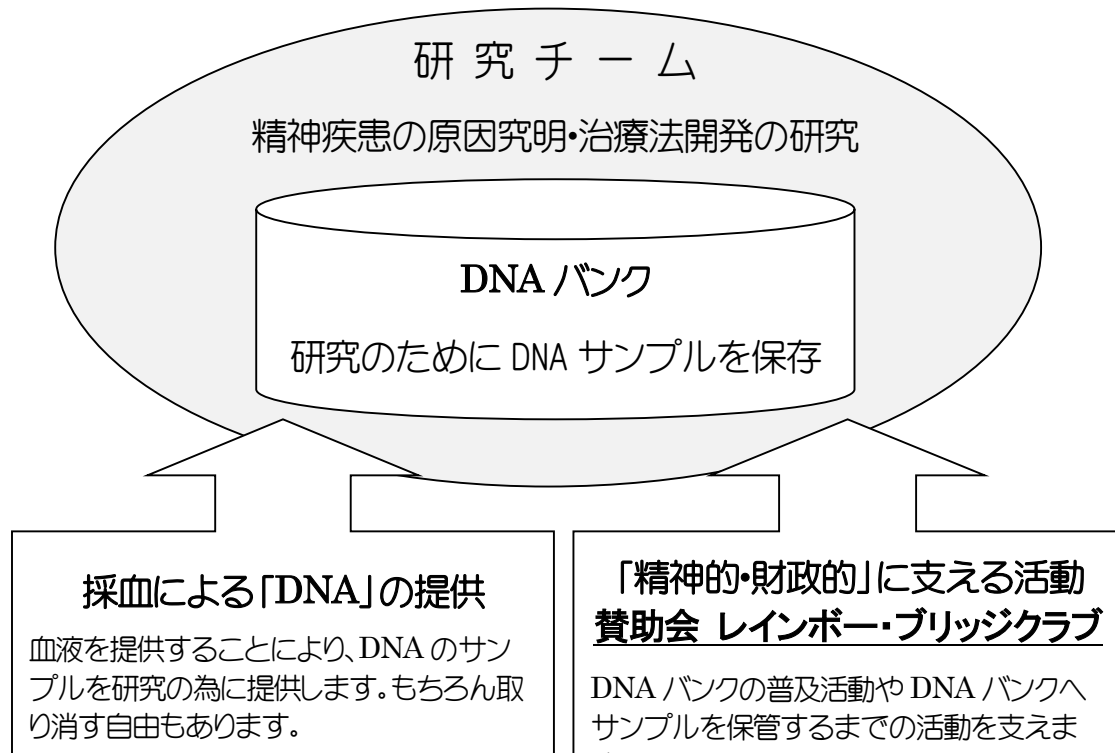


精神疾患の病因究明・治療法開発のための DNA バンク 賛助会

レインボー・ブリッジクラブ

ご案内

【DNA バンク】構築への道



DNA バンクを支える2つの活動

レインボー・ブリッジクラブの活動とは

DNA バンクを精神的・財政的に支える賛助会です。
DNA バンクの普及活動や DNA バンクへ DNA のサンプルを保管するまで一連の活動を支えます。
賛助会員になっていただき、年会費によって支えていただいています。

年会費	
個人会員	会費 1,000 円
特別会員	会費 3,000 円 (DNA バンク 1000 円、死後脳バンク 2000 円)
* 特別会員は、当事者と家族の方が入会でき、死後脳バンクも同時に支援します。	
団体会員	会費 10,000 円
寄付	お気持ちをお願いします。

会員の皆様には、
年2回の会報により、レインボー・ブリッジクラブの活動や研究内容など情報をお知らせします。
特別講演や当事者等の発表、慰霊祭、施設見学を行う毎年春の賛助会合同総会へ案内を致します。(詳細はご案内をご覧ください)

精神疾患の病因究明・治療法開発のためのDNAバンク 賛助会「レインボー・ブリッジクラブ」の入会ご案内

統合失調症、てんかん、双極性障害等の精神疾患は、比較的頻度の高い病気です。また、これらの病気は再発が多く慢性化もしやすいという特徴があるため、障害のための就労困難に陥ることがあり、個人的にも家族や社会にとっても損失は多大なものがあるといえるでしょう。従って、精神疾患の病因究明や治療法および再発予防法を確立することは社会的に急務となっているわけでありませう。ところが、この分野における最近の目覚ましい進歩にもかかわらず、その原因についてはいまだ十分な解明がなされておりません。必然的に治療面でも疾患の根絶には到底至っておりません。臨床の現場では急性期の治療や慢性期のリハビリテーションが行われ、一定の効果がえられていますが、十分とはいえない現状にあります。

近年様々な疾患の原因DNAの解析がすすみつつあります。いまだ原因が解明されていない統合失調症、てんかん、双極性障害の原因関連DNAを同定することも今脚光を浴びつつあります。疾患の原因DNAがわかることによって、どんな利益があるのでしょうか？原因DNAがわかると、そのDNAがもとになってできるタンパク質の性質がわかります。その性質の解析によって統合失調症、てんかん、双極性障害の病因解明をすることが可能となります。統合失調症、てんかん、双極性障害の病因解明が進めば全く新しい薬物療法が確立される可能性があります。

原因DNAの解析の方法は、血液中のDNAを調べることでおこないます。すなわち、発病している発症者と発病していない家族の両方から採血し、DNAを抽出して比べます。そして抽出したDNAから検討対象となる部位を解析します。今後医学の研究が進めば、研究の範囲が広がる可能性があります。DNAを抽出し保存しますと、現時点では解明できないことが将来において解明できるようになります。DNAはいったん抽出すれば半永久的に保存することができます。既に欧米では抽出したDNAをDNAバンクとして保存し、それを基盤とした研究が進んでおります。そしてそれらの活動の多くは患者さんのご家族やボランティア団体の協力による寄附金によって支えられています。

NPO法人精神疾患死後脳・DNAバンク運営委員会は、DNAを抽出保存してDNAバンクを作り、未来における研究への架け橋にしたいと思っています。レインボー・ブリッジクラブは、NPO法人精神疾患死後脳・DNAバンク運営委員会に団体として参加し、NPO法人精神疾患死後脳・DNAバンク運営委員会の活動をサポートします。そして、研究の成果が、将来これらの疾患に悩む多くの患者さんたちと回復及び再発予防に役立てられ、社会還元されることを目的としています。本研究は、参加いただいた患者さんやご家族が不利益を被らないよう、その医学的意義と倫理性を厳正に審査された計画書に従って運営されることを付け加えておきます。

賛助会「レインボー・ブリッジクラブ」会員としての登録方法

(賛助会「レインボー・ブリッジクラブ」会則もあわせてご覧ください)

DNAバンク運営の主旨をご理解いただきまして、ご賛同いただける方であればどなたでも賛助会会員とすることができます。入退会は、いつでも自由にできます。

個人会員と団体会員があり、個人会員には一般会員と、特別会員の制度があります。お申し出があれば当事者あるいはそのご家族に限り特別会員とし

て登録いたします。プライバシー保護を希望される方は、当賛助会が責任をもって配慮いたします。

年会費は、個人の一般会員の場合一口1,000円(ただし特別会員は一口3,000円)、団体会員の場合は一口1万円を原則とします。申込口数に制限はありません。

賛助会「レインボー・ブリッジクラブ」会費の納入方法

手続が簡単な赤い郵便振替用紙(振込手数料は賛助会が負担)をご利用ください。

ゆうちょ銀行

口座記号番号：02200-7-94250

加入者名：レインボーブリッジクラブ事務局

入会後について

会員の皆さまには、年2回の会報を発行し、運営状況、研究の進展状況、会計報告等を定期的にわかりやすくご報告申し上げます。

また、講演会などのご案内もしており、最新の精神疾患に対する情報をわ

かりやすく提供します。会員相互の親睦が図れるような年次総会も開催します。できるだけ会員の皆さまにDNAバンクと研究に関する情報がいきわたり、さらなるご理解とご賛同を得るよう努めながら運営していきます。

結び

DNAバンクは未来における研究への夢の懸け橋です。現時点ではできないが将来ならばできる研究を可能にしてくれます。皆様の善意にもとづく寄附金に寄っ

て、将来患者さんが得られる利益には多大なものがあります。皆様のご理解とご協力を切にお願いする次第です。

精神疾患研究のための DNA バンク 賛助会「レインボー・ブリッジクラブ」会則

(名称)

第1条 本会は、せいしんしっかん精神疾患研究のためのDNAバンク賛助会「レインボー・ブリッジクラブ」(以後「レインボー・ブリッジクラブ」と呼ぶ)と称する。本会は、光が丘精神医会の同意の上、福島県立医科大学医学部神経精神医学講座の第一研究室に置く。

(目的)

第2条 本会は、精神医学の発展に寄与するため、精神疾患の原因と治療の研究に必要なDNAバンク運営に必要な研究基金を善意にもとづく寄附金によって設立し、あわせて会員に精神疾患についての知識の普及を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) DNAバンク運営に必要な研究基金を、善意の寄附金によって収集する。
- 2) 年2回会報を発行する。
- 3) 年次総会等を開催する。
- 4) 精神疾患に関する医学的知識の普及並びに会員相互の親睦を図る。
- 5) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第4条

- 1) 本会の趣旨を理解し、DNAバンク運営の指針に賛同し、「レインボー・ブリッジクラブ」加入申込書を「レインボー・ブリッジクラブ」に提出し、郵便局振替口座におさめた者をレインボー・ブリッジクラブ会員とする。
- 2) 当事者・その家族の方にかぎり、個人会員は一般会員あるいは特別会員のどちらかを選ぶことができる。
- 3) 会員資格は個人、営利・非営利団体の別を問わないものとする。
- 4) 入退会は、希望により随時会員の自由とする。
- 5) プライバシー保護を希望する会員にあっては、「レインボー・ブリッジクラブ」で責任をもって配慮する。

(会費・寄附金)

第5条

- 1) 寄附金は、年会費として個人会員は一口千円、団体会員は一口1万円を原則とするが、それ以下の額であっても場合によっては受け付ける事が可能となるよう配慮する。
- 2) 寄附金は、年会費として特別会員の場合一口3千円とする。ただし、この3千円を支払うことで、当講座が運営している精神疾患研究のための死後脳バンク賛助会であるつばめ会にも同時に入会したこととする。寄附金3千円の内訳は、2千円が「つばめ会」に、1千円がレインボー・ブリッジクラブの運営のために使用される。
- 3) 納付された寄附金は、特別な理由がない限り、返還することはできない。
- 4) 寄附金の使途については、定期的に発行する会報によって、各会員に明らかにする。また総会において報告し、各会員の承認を得るものとする。

(役員)

第6条

- 1) 役員として、会長1名、副会長1名、理事若干名、監事1名を置く。
- 2) 理事は本会総会において会員の互選より選出する。会長は理事の互選により選出する。
- 3) 副会長は理事から会長が任命し、監事は会員から会長が任命し、ともに総会の承認を得るものとする。
- 4) 役員任期は、4年とし継続を妨げない。

(職務)

第7条

- 1) 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3) 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この会の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 必要がある場合には、会長に総会の招集を指示することが出来る。会長はその指示に従わなくてはならない。

(総会)

第8条

- 1) 総会は、毎年1回開催する。総会を招集するには、会長が各会員に対し、会の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の日の5日前までに通知する。
- 2) 総会は、会員の3分の1以上出席がなければ開会することができない。諸事情により出席できない会員は、出席会員に対して委任状を提出することができる。委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。
- 3) 総会での報告事項は、運営全体に関わる事項とする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

附 則

- 1) この会則は、平成9年12月25日から施行する。
- 2) この会則は、平成15年6月1日に改定された。
- 3) この会則は、平成16年5月23日に改定された。
- 4) この会則は、平成27年6月21日に改定された。

入会、ご意見、質問の問い合わせ先

当賛助会「レインボー・ブリッジクラブ」は、双方向的情報の交換を基本方針としておりますので、ご意見、ご質問などを下記までご連絡ください。お待ちしております。

〒960-1295

福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学医学部神経精神医学講座内気付

DNAバンク賛助会「レインボー・ブリッジクラブ」

事務局	携帯電話	090-7322-8213	・	090-4636-0259
	ファックス	024-548-6735		(神経精神医学講座直通)
	メールアドレス	rainbowc@fmu.ac.jp		